

高額療養費

三万円を超える医療費は 国保で負担します

↓ 四月から実施 ↓

横芝町国民健康保険(町国保)では、四月一日から加入者(被保険者)を対象に高額療養費支給制度を実施することになりました。

この制度は、一人の加入者が一カ月間(一日から月末迄)に同じ医療機関に払った一部負担金(病院等の窓口で払う金)の額が三万円を超えたとき、その超えた額を加入者の申請によって、後日払いもどします。つまり国保加入者が病気のため、一カ月間に三万円以上の医療費を払っても、同じ医療機関にかかる場合に限り、月三万円を負担すればよいこととなります。

ただし、一部負担金が一カ月三万円を超えるかどうかの計算は、次のような方法でやります。

- 一部負担金の計算法**
- 1、同一月ごとに計算
月一日から月末迄の受診について一カ月として計算します。
 - 2、高額は医療機関ごとに計算
A氏が同じ月に甲と乙の病院にかかり甲病院へ五万円、乙病院へ四万円を支払いました。この場合甲病院の分と乙の病院分は別々に計算されます。

- 3、歯科は歯科だけで計算します。
一つの医療機関に内科などの科と歯科がある場合、歯科は別の医療機関として扱います。
- 4、総合病院は診療科ごとに計算
総合病院の各診療科(皮フ、内科など)は、それぞれ科ごとに別の病院又は診療所として扱います。ただし、総合病院の入院患者が他の科の診療を受けた場合は合算されます。(但し、歯科は別)
- 5、入院と通院は別に計算
一つの病院、診療所でも入院した場合と通院は別に計算します。
- 6、医療費等の差額は対象外
入院したときの差額ベット代、また、歯科で認められている差額徴収のような保険証の使えない医療費については高額療養費の対象になりません。
- 7、療養費払い
やむを得ない理由で保険証を使わずに医者にかかったときの医療費、基準看護でない病院や診療所へ入院したときの看護料、生血代

治療用器具代などで患者が医療費の全額を支払いあとで国保から払いもどしをうける「療養費払い」の場合も、高額療養費の対象になります。

高額療養費をもらうには
印かんを持参して役場福祉保健課窓口において下さい。尚、領収

県警本部から専門講師

町内三小学校の交通教室

町内の三小学校を対象に交通移動教室が開かれました。この移動教室は、四月に中学校に入学する児童の約半数が徒歩から自転車通学になるため、これらの児童を対象に「自転車の正しい乗り方」の実習が行なわれしました。今回は、県警本部から指導専門の講師及び地元警察並びに町交通指導員の協力を得て行われました。指導に当たった警察官から「青は進め、赤は止まれですが、信号は青でも右から車は来ないか、左はどうかしてもう一度右を見て安全を確認したらはじめて手を上げ、渡るのですよ」又、自転車の正しい乗り方でも、ブレーキ、タイヤの空気などを点検して、道路を安全に走れる事を確かめてから自転車に乗るなど、私達大人のまったく気付かなかった事まで身振り手振りよろしい警察官の説明に子供達も納得がいった



ようにうなずいて聞きっていました。このあと子供達は、標識や信号機のついた模範道路に入り歩行や自転車による交差点



正しい交通指導を熱心に勉強している、いかにも
きん張している風景。

書があれば持参して下さい。国保では皆さんの申請があれば、病院などから国保に提出される「診療報酬請求明細書」にもついで一部負担金を計算して払いもどします。
◎支払いは二ヶ月先になります。
皆さんが医者にかかった内訳(診療報酬請求明細書)は、医者

の通行を勉強し、正しい交通ルールを会得し三時間にも及ぶ交通教室を終りました。

「老人医療費受給者証」で医者にかかっている方は、今までも同じ要領で診療を受けて下さい。

老人医療費との関係

にかかった月の翌々月の中ごろに町の国保に回って来ます。高額療養費のお支払いはそのころになります。